

# 第一種特定原産地証明書発給システム ID体系の変更について

2026年4月

日本商工会議所 国際部(貿易証明担当)



# 新システムでのID体系

## 【現行システム】

(サイナーが使用する「ユーザーID」のみ)

連絡先担当者  
(IDなし)

- ・ 連絡窓口

(企業登録の変更者を限定)

## 【新システム】

(企業登録とサイナーのIDを分離。全5種類)

企業登録ID

- ・ 連絡窓口
- ・ 企業登録の変更

グループ管理ID

- ・ グループを管理  
(サイナー変更申請)

経理担当ID

- ・ 発給手数料の支払

ユーザーID

- ・ 判定依頼
- ・ 発給申請
- ・ 企業登録の変更

(自動移行)

サイナーID

- ・ 判定依頼
- ・ 発給申請

アシスタントID

- ・ 判定依頼
- ・ 発給申請  
(サイナー名義で)

# サイナーID

## ●役割・可能な操作

- ・ 判定依頼、発給申請
- ・ 請求書、手数料事前振込連絡(振込口座・金額の通知)の確認・入手
- ・ 従来は企業登録の変更申請ができたが、**企業登録の変更は企業登録IDに分離**

## ●IDの追加・削除

- ・ 企業登録者（企業登録ID保有者）またはグループ管理者が日商に申請  
（日商がIDを追加・削除・変更）
  - ※グループ管理者を設定すると企業登録者は同グループのサイナーの申請ができなくなる
  - グループ管理者は自身のグループのサイナーのみ可能
- ・ パスワードはサイナー本人が設定

## ●その他

- ・ 現行のIDはそのままサイナーIDに移行
- ・ **サイナーは企業の従業員（直接雇用者）に限る**
- ・ サインを使用したアシスタントの判定依頼・発給申請にも責任を負う

# アシスタントID

サイナーID登録者の下で、サイナーの名義を使って申請作業（判定依頼・発給新申請）を行う者を想定

## ●役割・可能な操作

- ・紐づいたサイナーサインで判定依頼、発給申請（自身のサインはない）
- ・請求書、手数料事前振込連絡（振込口座・金額の通知）の確認・入手

## ●IDの追加・削除

- ・サイナーが追加・削除し、パスワードはアシスタント本人が設定

## ●その他

- ・企業側の責任で登録。アシスタントによるトラブルは全てサイナーが責任を負う

# 企業登録ID

## ●役割・可能な操作

- ・ 判定依頼、発給申請以外の商工会議所からの連絡窓口（検認等の連絡を含む）
- ・ 企業登録に関わる各種申請（社名や住所の変更）
- ・ グループの設定
- ・ サイナーの追加・削除・変更の日商への申請
- ・ 企業再編に関わる申請

## ●IDの追加・削除

- ・ 日商が企業登録時に作成。  
削除も日商が企業登録を抹消時に行う  
（企業登録の有効期限切れもそれに伴い失効する）
- ・ ID保有者が交替する場合、IDは継続し、パスワードを変更（日商で変更）

## ●その他

- ・ 企業登録者はサイナーの中から選定
- ・ 企業登録者になったサイナーは、IDを2つ保有（サイナーIDと企業登録ID）
- ・ グループを設けてグループ管理者を置いた場合は、同グループのサイナーの追加・削除・変更はできなくなる（グループ管理者に操作権が移行）

# グループ管理ID

- ・登録のサイナーを支店単位、部署単位等のグループ単位で管理可能な機能を追加（グループは各企業で設定）
  - ・ **グループ内のサイナーについて、企業登録者に代わって管理**
- 役割・可能な操作
    - ・グループ内のサイナーの追加・削除・変更を日商に申請（日商がIDを追加・削除）
  - IDの変更・追加・削除
    - ・企業登録者がIDを追加・削除（1グループに1つのみ）
    - ・パスワードはグループ管理者本人が設定
  - その他
    - ・グループの作り方は各社の裁量（事業部単位でも支店単位でもよい）
    - ・ **グループ管理者はサイナーの中から選定**
    - ・ **グループ管理者になったサイナーはIDを2つ保有（サイナーIDとグループ管理ID）**

# 経理担当ID

---

- 役割・可能な操作
  - ・請求書、手数料事前振込連絡(振込口座・金額の通知)の確認・入手
- IDの変更・追加・削除
  - ・企業登録者がIDを追加・削除・変更
- その他
  - ・複数の設定が可能
  - ・経理担当IDを作成しても、サイナーやアシスタントが経理関連の操作ができなくなることはない

# 各ID所有者の役割、可能な操作

	サイナー		企業登録者	グループ管理者	経理担当
		アシスタント			
日商からの諸連絡			○		
企業登録変更			○		
サイナー変更			○注1	→ ○注1	
企業再編申請			○		
判定依頼	○	○			
同意通知発信	○				
発給申請	○	○			
請求・支払明細出力	○	○			○
法6条対応	○	○			
検認対応	○注2		○注2		
注1 グループ管理者を設定すると、そのグループ内のサイナー変更等については企業登録者からグループ管理者に移行 注2 検認の連絡は企業登録者に入り、企業登録者に指定されたサイナーが対応					
IDの作成・削除	日商に申請 <small>(企業登録者・グループ管理者)</small>	サイナー	日商で登録時	企業登録者	企業登録者
パスワード設定	本人	本人	日商で設定	本人	本人

# (参考) 行政書士法の改正 (2026年1月1日)

行政書士法では、行政書士又は行政書士法人でない者が官公署に提出する書類の作成を業として行うことが禁止されています。原産地証明関係法令に基づく各種手続きにおいても、行政書士又は行政書士法人でない者が発給申請者若しくは証明資料提出者に代わって提出書類の作成を行うことは、行政書士法に抵触する可能性がありますので、サイナー登録の際にはご注意ください。

## 【行政書士法 (抜粋)】

### (業務の制限)

#### 第十九条

行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。

ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

#### 第二十一条の二

第十九条第一項の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

### (業務)

#### 第一条の三

行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。)その他権利義務又は事実証明に関する書類(実地調査に基づく図面類を含む。)を作成することを業とする。

※一般の貿易証明は、商工会議所が発行する私文書であり、商工会議所によっては代行業者の登録制度を設けているところもありますが、特定原産地証明書は上記のため対応が異なります